

四国大学短期大学部学則

制定 昭和36. 4. 1

改正 昭和37. 4. 1-39. 4. 1-42. 4. 1-43. 4. 1-44. 4. 1
-45. 4. 1-46. 4. 1-47. 4. 1-49. 4. 1-50. 4. 1-51. 4. 1
-52. 4. 1-53. 4. 1-54. 4. 1-55. 4. 1-56. 4. 1-57. 4. 1
-58. 4. 1-59. 4. 1-60. 4. 1-61. 4. 1-62. 4. 1-63. 4. 1
-平成1. 4. 1-2. 4. 1-3. 4. 1-3. 10. 1-4. 4. 1-5. 4. 1
-6. 4. 1-7. 4. 1-8. 4. 1-9. 4. 1-10. 4. 1-11. 4. 1
-12. 4. 1-13. 4. 1-14. 4. 1-15. 4. 1-15. 5. 27
-15. 11. 27-16. 4. 1-17. 4. 1-17. 5. 26-17. 12. 1
-17. 12. 15-18. 4. 1-19. 2. 2-19. 4. 1-20. 4. 1
-21. 4. 1-22. 1. 28-22. 4. 1-23. 4. 1-23. 5. 27
-23. 10. 1-24. 4. 1-24. 10. 29-25. 4. 1-26. 4. 1
-26. 10. 1-27. 4. 1-28. 4. 1-29. 4. 1-30. 4. 1-31. 4. 1
-令和2. 4. 1-2. 5. 27-3. 4. 1-3. 5. 27-4. 4. 1-5. 4. 1
-6. 4. 1-7. 4. 1

第1章 目的及び使命

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、専門の学芸を教授研究すると共に併せて幅広く深い教養を培い、豊かな人間性と職業的実際的能力をもつ有為の人間を育成して、もって文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組 織

第2条 本学に次の学科及び専攻（以下「学科」という。）を置く。

ビジネス・コミュニケーション科

人間健康科 食物栄養専攻・介護福祉専攻

幼児教育保育科

音楽科

- 2 ビジネス・コミュニケーション科は、社会・組織で良好な人間関係を築くためのコミュニケーション能力を培い、さまざまな専門知識・技術を習得し、実社会で即戦力となるビジネス実務能力を身に付けた人材を育成する。
- 3 人間健康科食物栄養専攻は、食品や栄養に関する知識・技能を身に付け、人々の健康維持及び増進を幅広く支援できる人材を育成する。
- 4 人間健康科介護福祉専攻は、高度化・多様化する国民の介護福祉ニーズに対応して、社会福祉並びに介護の専門的知識や技術の学習を深め、高い倫理観と豊かな心を有する人材を育成する。
- 5 幼児教育保育科は、豊かな人間性を基礎として乳幼児一人ひとりの状況や発達過程に応じた保育ができる専門性を備え、保育所、幼稚園、その他児童福祉施設や福祉関係機関において活躍できる人材を育成する。
- 6 音楽科は、音楽の専門知識・技術の習得を通じて、豊かな感性と潤いのある生活が創造でき、併せて現代の音楽環境に敏感に適応できる能力をもった人材を育成する。

第3条 本学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館については、別に定める。

第3条の2 本学に四国大学学際融合研究所（以下「研究所」という。）を置く。

- 2 研究所については、別に定める。

第 3 条の3 本学に学内共同教育研究施設として次の施設を置く。

全学共通教育センター
教職教育センター
地域教育・連携センター
情報教育センター
機器センター
生涯学習センター
学修支援センター

2 前項の学内共同教育研究施設については、別に定める。

第 3 条の4 本学に保健管理センターを置く。

2 保健管理センターについては、別に定める。

第 4 条 本学に事務局を置く。

2 事務局に総務・企画部、入試広報部、教育・学生支援部、就職キャリア支援部及び大学広報戦略室を置く。

3 事務局については、別に定める。

第 5 条 本学の職員は、次のとおりとする。

学 長
教 授
准 教 授
講 師
助 教
助 手
事務職員
寮務職員
技術職員

2 前項に掲げるもののほか、必要に応じて副学長及び学長特別補佐を置くことができる。

3 職員の職務については、別に定める。

第 3 章 教授会及び委員会

第 6 条 本学に教授会を置く。

2 教授会については、別に定める。

第 7 条 本学に教育研究及び管理運営に関する事項を審議する組織として、必要な委員会を置く。

2 委員会については、別に定める。

第 4 章 修業年限、在学期間及び収容定員

第 8 条 本学の修業年限は、2年とする。

第 9 条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、第50条の2に定める長期履修学生で在学期間を超えて在学を希望する者があるときは、教授会の議を経て、学長が在学を認めることができる。

第 10 条 各学科の学生定員は、次のとおりとする。

学 科	専攻	入学定員	収容定員
ビジネス・コミュニケーション科		75 人	150 人
人 間 健 康 科	食物栄養専攻	25 人	50 人
	介護福祉専攻	25 人	50 人
幼児教育保育科		60 人	120 人
音 楽 科		15 人	30 人
計		200 人	400 人

第5章 学年、学期及び休業日

第 11 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第 12 条 学年を分けて、次の2学期とする。

- (1) 前学期 4月1日から9月23日まで
- (2) 後学期 9月24日から翌年3月31日まで

第 13 条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 本学の創立記念日 11月4日
 - (4) 夏季休業 8月1日から9月15日まで
 - (5) 冬季休業 12月21日から翌年1月9日まで
 - (6) 学年末休業 3月17日から3月31日まで
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。
- 3 学長は、休業日でも授業等をさせることができる。

第6章 入学、転学科、休学、退学、転学、 留学、除籍及び復籍等

第 14 条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、第20条第1項の規定により再入学を許可された者については、学期の初めとすることができる。

第 15 条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者及び廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第 16 条 本学に入学を志願する者は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。ただし、特別の事情があつて検定料の免除を申請した者については、学長は、別に定めるところにより、検定料を免除することができる。

第 17 条 入学志願者については、選抜試験を行い、教授会の議を経て学長が合格者を決定する。

第 18 条 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続きをしなければならない。ただし、特別の事情があつて入学料の免除を申請した者については、学長は、別に定めるところにより、入学料を免除又は徴収を猶予することができる。

第 19 条 学長は、前条に定める手続きを経た者に対し、入学を許可する。

第 20 条 次の各号の一に該当する者は、教授会において選考の上、学長が入学を許可することがある。ただし、第1号については、欠員がある場合に限る。

- (1) 本学に転入学を志願する者
 - (2) 本学を正当な理由で退学した者で、退学後2年以内に同一学科専攻に再入学を志願する者
- 2 本条に定めるもののほか転入学又は再入学に関し、必要な事項は別に定める。
- 3 第1項第1号により入学を許可する場合には、第16条から第19条までの規定を準用する。

第 21 条 学生が転学科を願出たときは、学長は、教授会の議を経て許可することがある。

- 2 本条に定めるもののほか、転学科については、別に定める。

- 第 22 条 疾病その他の理由により 2 月以上就学することができないときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。
- 2 疾病のために就学することが適当でない認められる者に対しては、学長は、これを休学させることができる。
- 第 23 条 休学は 1 年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き 1 年以内の休学を許可することができる。
- 2 休学期間は、通じて 2 年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 第 24 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。
- 2 第 22 条第 2 項の規定により休学を命ぜられた者が復学しようとする場合は、学医の診断書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。
- 第 25 条 学生が退学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。
- 第 26 条 学生が他の大学に転学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。
- 第 27 条 本学が教育上有益と認めるときに限り、外国の大学との協議に基づき、学生は学長の許可を得て、当該大学に留学することができる。
- 2 前項の場合において留学期間は本学における在学期間とみなす。
- 第 28 条 次の各号の一に該当する者は、教授会及び評議会の議を経て、学長がこれを除籍する。
- (1) 授業料等の納入を怠り、催告してもなお納入しない者
- (2) 第 9 条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第 23 条第 2 項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- (4) 疾病その他の理由により成業の見込がないと認められる者
- (5) 休学期間満了までに復学、休学延長又は退学のいずれの願い出もしない者
- (6) 在学中に死亡した者
- 2 前項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により除籍となった者が、除籍した日の翌日から起算して原則 2 年以内に当該除籍の事由が解消し、復籍を願い出たときは、学長は、復籍を許可することができる。
- 3 本条に定めるもののほか、除籍及び復籍については別に定める。

第 7 章 教育課程及び履修方法

- 第 29 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業については、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 第 29 条の 2 本学において開設する授業科目はその内容により、次の各号のとおり区分する。
- (1) 全学共通科目
- (2) 専門科目
- (3) 自由科目
- 2 授業科目は、必修科目及び選択科目に分ける。
- 3 自由科目は、他分野専門科目（学生の所属学科、専攻等の専門科目と異なった専門科目をいう。以下同じ。）、免許資格科目、地域教育関連科目、外国人留学生科目、幼児教育保育科国際保育者養成プログラム科目、幼児教育保育科特別支援学校教諭免許取得プログラム科目、社会人キャリアアップ教育プログラム科目及び他大学等との協定に基づく単位互換制度で修得した科目とする。
- 第 30 条 学生は、在学中に前条に規定する授業科目を履修し、それぞれ所定の単位を修得しなければならない。
- 2 履修方法に関し必要な事項は、別に定める。
- 第 31 条 教育課程の修了は、所定の科目の修了によるものとし、科目の修了者には、所定の単位を与える。
- 2 1 単位は、授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、概ね 15 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算する。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業、全学共通科目「就業実践実習」及び地域教育関連科目については、相応の時間の授業又は活動をもって 1 単位とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 4 科目修了の認定は、各授業科目の成績及び履修時数を考査して行い、その評価は100点を満点として表わし、60点以上を合格とする。

第 31 条の 2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第 32 条 本学の授業科目及び単位数は、別表第Ⅰ、別表第Ⅱ(1)～(5)、別表第Ⅲ(1)～(4)のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか地域教育、外国人留学生、幼児教育保育科国際保育者養成プログラム、幼児教育保育科特別支援学校教諭免許取得プログラム及び社会人キャリアアップ教育プログラムのための授業科目及び単位数は、それぞれ別表第Ⅳ、別表第Ⅴ、別表第Ⅵ、別表第Ⅶ及び別表第Ⅷのとおりとする。

第 32 条の 2 学生は、本学が教育上有益と認めた場合には、別に定める他の大学又は短期大学において、当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、第27条の規定による留学の場合に準用する。

第 32 条の 3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う文部科学大臣の定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第 32 条の 4 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項の学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条の2第2項及び前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第32条の2第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。
- 4 前2条及び本条に定めるもののほか、本学において修得した単位以外の単位の認定に関し必要な事項は別に定める。

第 32 条の 5 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 8 章 資 格 の 取 得

第 33 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

- 2 本学の各学科において、当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学 科	免許状の種類	免許教科
幼 児 教 育 保 育 科	幼稚園教諭2種免許状	

第 34 条 本学の間健康科食物栄養専攻において、栄養士の資格を取得しようとする者は、栄養士法及び同法施行規則に基づく所定の科目及び単位（別表第Ⅱ(2)）を修得しなければならない。

第 34 条の 2 本学の間健康科介護福祉専攻において、介護福祉士の資格を取得しようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法、及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則に基づく所定の科目及び単位（別表第Ⅱ(3)）を修得しなければならない。

第 35 条 本学の幼児教育保育科において、保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法・同法施行令及び同法施行規則に基づく所定の科目及び単位（別表第Ⅱ(4)）を修得しなければならない。

第 36 条 削除

第 37 条 削除

第 37 条の 2 本学の音楽科において、全国音楽療法士養成協議会の認定する音楽療法士(2種)の称号の授与を受けようとする者は、同協議会の指定する科目及び単位(別表第Ⅲ(1))を修得しなければならない。

第 37 条の 3 本学の幼児教育保育科において、児童健全育成推進財団の認定する児童厚生 2 級指導員資格を取得しようとする者は、同財団の指定する科目及び単位(別表第Ⅲ(2))を修得しなければならない。

第 9 章 卒 業

第 38 条 本学を卒業するためには、次の各号に定める単位を含め62単位以上を修得しなければならない。

- (1) 全学共通科目については、12単位以上
- (2) 専門科目については、自由科目を除いて40単位以上
- 2 他分野専門科目、地域教育関連科目、外国人留学生科目及び社会人キャリアアップ教育プログラム科目(以下「他分野専門科目等」という。)として修得した単位は、10単位を限度として卒業に必要な単位とすることができる。
- 3 所定の免許資格科目に係る学科・専攻に所属する者が、当該免許資格科目について修得した単位は、10単位を限度として卒業に必要な単位とすることができる。この場合において、前項の他分野専門科目等と合わせて10単位を超えないものとする。
- 4 外国人留学生科目として修得した単位は、4単位を限度として第1項第1号の単位数に含めることができる。この場合において、当該単位は、第2項に定める単位数には含めないものとする。
- 5 卒業の認定については、学長は教授会の議を経てこれを行い、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。
- 6 卒業の要件として修得すべき単位のうち、第29条第2項の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

第 39 条 卒業の認定は毎学年の終わりに行う。ただし、やむを得ない理由によりこの認定を受けることができなかつた者については、次年度においてこれを行うことができる。

第 39 条の 2 本学を卒業した者には、その学科・専攻に従って次の学位を授与する。

学 科	専 攻	学 位 の 種 類
ビジネス・コミュニケーション科		短期大学士(ビジネス・コミュニケーション)
人 間 健 康 科	食物栄養専攻	短期大学士(食物栄養)
	介護福祉専攻	短期大学士(介護福祉)
幼 児 教 育 保 育 科		短期大学士(幼児教育保育)
音 楽 科		短期大学士(音楽)

2 学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

第 39 条の 3 本学が教育上有益と認めるときは、社会人の専門的・実践的な知識及び技術の修得並びに希望する資格・免許の取得を目的とした社会人キャリアアップ教育プログラムを行うことができる。

2 社会人キャリアアップ教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第 39 条の 4 本学が教育上有益と認めるときは、学部学科の領域を超えて、多角的な視野と実践力を備えた人材を育成することを目的とした副専攻プログラムを行うことができる。

2 副専攻プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第10章 検定料、入学料、授業料 その他の費用

第40条 本学の検定料、入学料、授業料その他の費用は、次表のとおりとする。

費目	金額
検定料	30,000円 (ただし、大学入学共通テスト利用入試の場合は、 15,000円)
入学料	200,000円 (ただし、音楽科は250,000円)
授業料	(年額) 650,000円 (ただし、音楽科は720,000円)
実験実習・図書費	(年額) 88,000円 (ただし、音楽科は138,000円)
施設費	(年額) 220,000円 (ただし、音楽科は270,000円)

- 2 検定料について、インターネット出願を利用した場合及び併願する場合等については、別に定める。
- 3 学科の特殊事情により、教育に必要な特別費を徴収することがある。
- 4 在学中の授業料及びその他の費用については、スライド制を適用し、毎年度の額を定める。
- 5 長期履修学生に係る授業料及びその他の費用については、この表の規定にかかわらず、別に定める。

第41条 検定料及び入学料の納入時期及び納入方法等必要な事項は、別に定める。

第42条 授業料その他の費用は、年額の2分の1ずつを前期分・後期分の2期に分けて納入しなければならない。ただし、長期履修学生については、別に定める。

- 2 納入方法等については、別に定める。

第43条 既納の検定料、入学料、授業料その他の費用は返還しない。

第44条 経済的理由によって納入が困難であり、かつ、別に定める学業成績の条件を満たす者に対しては、学長は、授業料その他の費用を免除することができる。

- 2 休学を許可され又は命ぜられた者に対しては、月割計算により休学期間における月数分の授業料その他の費用の全額を免除することができる。
- 3 死亡等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料その他の費用を免除することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、学長が特に必要と認める場合は、授業料その他の費用を免除することができる。

第45条 経済的理由等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料その他の費用の徴収の猶予を許可することができる。

第46条 前2条の規定によるもののほか、授業料その他の費用の免除又は徴収の猶予の実施に関する必要な事項は、四国大学検定料、入学料及び授業料等の免除並びに授業料等の徴収猶予に関する規則の定めるところによる。

第47条 停学を命ぜられた期間中の授業料その他の費用は、これを徴収する。

第11章 研究生、科目等履修生、特別聴講生 及び 外国人留学生

第48条 本学において、特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、選考の上、研究生として許可することがある。

- 2 研究生については、別に定める。

第49条 本学の学生以外の者で、1又は複数の授業科目を選んで履修を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第31条の規定を準用する。
- 3 本条に定めるもののほか、科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

第49条の2 本学において、特定の授業科目を履修することを希望する他の大学又は短期大学の学生

があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講生として許可することがある。
2 特別聴講生については、別に定める。

第 50 条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限り外国人留学生として、入学を許可することがある。
2 外国人留学生については、別に定める。

第 50 条の2 本学において、第 8 条に定める修業年限を超える一定の期間にわたり計画的に授業科目を履修することを目的として本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。
2 長期履修学生については、別に定める。

第 1 2 章 履修証明プログラム及び公開講座

第 50 条の3 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを設けることができる。
2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第 51 条 本学において、必要があると認められるときは、公開講座を設けることができる。
2 公開講座の開設科目、受講料等については、その都度定める。

第 1 3 章 賞 罰

第 52 条 本学学生のうち特に学業人物ともに優秀と認められる者に対しては、教授会の議を経て表彰することがある。

第 53 条 本学の学生にして、次の各号の一に該当する者に対しては、学長は教授会の議を経て懲戒を行う。
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2) 正当な理由がなく出席常でない者
(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。
3 前項に規定する停学の期間は、第 9 条に規定する在学期間を含め、第 8 条に規定する修業年限に含めないものとする。ただし、停学期間が1か月未満の場合には、修業年限に含めることができる。
4 前3項に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 4 章 学 生 寮

第 54 条 本学に学生寮を置く。
2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 5 章 補 則

第 55 条 人間健康科介護福祉専攻における転入学、転学科、第32条の2から第32条の4までに規定する学修に係る単位の認定又は付与についての取扱いは、別に定める。

附 則

- 2 本学則の改正は昭和53年4月1日から施行する。
2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 2 本学則の改正は昭和54年4月1日から施行する。
2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 2 本学則の改正は昭和55年4月1日から施行する。
2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 2 本学則の改正は昭和56年4月1日から施行する。
2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 2 本学則の改正は昭和57年4月1日から施行する。
2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

- 2 本学則の改正は昭和59年4月1日から施行する。
2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 2 本学則の改正は昭和60年4月1日から施行する。
2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 2 本学則の改正は昭和61年4月1日から施行する。
2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 2 本学則の改正は昭和62年4月1日から施行する。
2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 本学則の改正は昭和63年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 本学則の改正は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。
 - 3 前項の規定にかかわらず、本学則施行の際、現に在学する学生については第40条別表V中、実験実習図書費と施設費の額は、入学年度ごとに規定されたそれぞれの額にその額の3/100を加えた額とする。

附 則

- 本学則の改正は平成2年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 本学則の改正は平成3年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は平成3年10月1日から施行する。

附 則

- 本学則の改正は平成4年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第40条の規定による別表第Vの適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 本学則の改正は平成5年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、平成5年3月31日現在在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 本学則の改正は、平成6年4月1日から施行する。
- ただし、第4条の事務局設置に係る学則の改正については平成5年10月1日から適用する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第32条別表第II及び第40条別表第IVの適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 本学則の改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 第10条中の生活科学科生活福祉専攻の収容定員及び収容定員の計は、平成7年度は130人及び1100人と読み替えるものとする。

附 則

- 本学則の改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 本学則の改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。
 - 3 児童教育科初等教育専攻は、第2条及び第10条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
 - 4 第10条中収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成9年度は次のとおりとする。

学 科	専攻課程	収容定員
文 科	国文専攻	90人
	英文専攻	80人
生活科学科	生活科学専攻	90人
	生活経済専攻	130人
	生活デザイン専攻	40人
	食物栄養専攻	90人
	生活福祉専攻	160人
児童教育科	初等教育専攻	50人
	幼児教育専攻	180人
音 楽 科		80人
計		990人

5 第40条別表第IVに規定する検定料については、平成9年度入学志願者から適用する。

附 則

本学則の改正は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 児童教育科幼児教育専攻は、第2条及び第10条の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第32条別表第II、第III及び第40条別表第IVの適用については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第37条別表第III(3)及び第40条別表第IVの適用については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第40条別表第IVの授業料及びその他の費用の額（備考1の特別費を含む）については、平成11年度以降に入学した者から適用する。
- 3 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第32条別表第I、II、IIIの適用については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成13年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第32条別表第I、第II及び第III並びに第33条の適用については、なお従前の例による。
- 3 文科国文専攻、文科英文専攻、生活科学科生活科学専攻及び生活科学科生活経済専攻は、第2条及び第10条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 第10条中収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成13年度は次のとおりとする。

学 科	専攻課程	収容定員
文 科	国文専攻	40人
	英文専攻	30人
ビジネス・コミュニケーション科		65人
生活科学科	生活科学専攻	40人
	生活経済専攻	60人
	生活デザイン専攻	50人
	食物栄養専攻	80人
	生活福祉専攻	160人
幼児教育科		160人
音 楽 科		60人
計		745人

附 則

本学則の改正は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成15年5月27日から施行する。

- 2 別表第Ⅳの大学入試センター試験利用入試の場合の検定料の額については、平成16年度入学志願者から適用する。

附 則

本学則の改正は、平成15年11月27日から施行する。

附 則

本学則の改正は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第32条別表第Ⅱ(5)及び別表第Ⅲ(5)並びに第33条の適用については、なお従前の例による。
3 幼児教育科は、第2条及び第10条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
4 第10条中収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成17年度は次のとおりとする。

学 科	専 攻 課 程	収容定員
ビジネス・コミュニケーション科		135人
生 活 科 学 科	生活デザイン専攻	50人
	食物栄養専攻	80人
	生活福祉専攻	130人
幼児教育保育科(幼児教育科)		190人
音 楽 科		55人
計		640人

附 則

本学則の改正は、平成17年5月26日から施行する。

附 則

本学則の改正は、平成17年12月15日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

ただし、第15条の改正規定は平成17年12月1日から、別表第Ⅰ及び第Ⅱの改正規定は平成18年4月1日から施行する。

- 2 改正前の第38条第5項の規定による準学士の称号は、改正後の第39条の2第1項の規定による短期大学士とみなす。

附 則

第39条の2の改正規定は、平成19年2月2日から施行し、平成17年度以降に入学した者から適用する。

附 則

第34条の2の改正規定は、平成19年3月27日から施行する。

附 則

本学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第34条の2、第37条、第37条の2、第38条及び第32条別表第Ⅱの適用については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第32条別表Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ及び第34条の2並びに第39条の2の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第Ⅱ専門科目(3)の運用については、別に定める読替規定による。
- 3 第10条中収容定員は、同表の規定にかかわらず平成21年度は次のとおりとする。

学 科	専 攻	収容定員
ビジネス・コミュニケーション科		140人
生活科学科	生活デザイン専攻	25人
	食物栄養専攻	80人
	介護福祉専攻	100人
幼児教育保育科		220人
音楽科		50人
計		615人

- 4 生活科学科生活デザイン専攻及び生活福祉専攻は、第2条第1項、同条第5項及び第10条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本学則の改正は、平成22年1月28日から施行する。

附 則

本学則の改正は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第32条別表Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲの適用については、なお従前の例による。
- 3 第10条中収容定員は、同表の規定にかかわらず平成22年度は次のとおりとする。

学 科	専 攻	収容定員
ビジネス・コミュニケーション科		140人
人間健康科	食物栄養専攻	80人
	介護福祉専攻	100人
幼児教育保育科		190人
音楽科		45人
計		555人

- 4 生活科学科は、本則の改正規定にかかわらず、平成22年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 別表第Ⅲ(3)に関する資格取得に必要な科目に係る合計単位数の改正規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

本学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成23年5月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

- 1 本学則の改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の4及び第4条第2項の改正規定については、平成23年10月1日から適用する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第29条第3項、第36条及び第38条第3項の改正規定並びに第32条別表第Ⅱ及び別表第Ⅲの適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年9月26日改正)

- 1 本学則の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年10月29日改正)

本学則の改正は、平成24年10月29日から施行する。

附 則 (平成25年9月27日改正)

- 1 本学則の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年11月29日改正)

- 1 本学則の改正は、平成26年3月1日から施行する。ただし、第32条別表及び第38条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年5月30日改正)

- 1 本学則の改正は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第32条別表第Ⅱ(5)及び同条別表第Ⅲ(2)、(4)の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生(人間健康科介護福祉専攻平成26年度入学生を除く)については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年9月26日改正)

本学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の3の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月27日改正)

- 1 本学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第32条別表第Ⅱ(1)、(2)の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月27日改正)

本学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月30日改正)

- 1 本学則の改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第29条第3項の改正規定は、平成27年9月24日から適用する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第32条別表第Ⅱ(3)の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年2月29日改正)

- 1 本学則の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月30日改正)

- 1 本学則の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第10条中収容定員は、同表の規定にかかわらず平成29年度は次のとおりとする。

学 科	専 攻	収容定員
ビジネス・コミュニケーション科		120人
人 間 健 康 科	食物栄養専攻	80人
	介護福祉専攻	100人
幼児教育保育科		160人
音 楽 科		40人
計		500人

附 則 (平成28年9月30日改正)

- 1 本学則の改正は、平成28年9月30日から施行する。

附 則 (平成28年11月25日改正)

- 1 本学則の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第32条別表第Ⅱ(1)の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年2月27日改正)

本学則の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日改正)

- 1 本学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第10条中収容定員は、同表の規定にかかわらず平成30年度は次のとおりとする。

学 科	専 攻	収容定員
ビジネス・コミュニケーション科		110人
人 間 健 康 科	食物栄養専攻	80人
	介護福祉専攻	90人
幼児教育保育科		160人
音 楽 科		40人
計		480人

附 則 (平成29年5月29日改正)

本学則の改正は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月29日改正)

- 1 本学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年11月29日改正)

- 1 本学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月28日改正)

- 1 本学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第32条別表第Ⅱ(4)及び同条別表第Ⅲ(2)、(5)、(6)の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年9月28日改正)

- 1 本学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第32条別表第Ⅱ及び別表第Ⅲの適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年11月30日改正)

- 1 本学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年2月22日改正)

- 1 本学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年9月27日改正)

- 1 本学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第32条別表第Ⅰ中「インターンシップ」及び「AⅠで変わる社会」を除く科目並びに別表第Ⅱの適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年11月29日改正)

- 1 本学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する別表第Ⅱの適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年2月28日改正)

- 1 本学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第32条別表第Ⅴの適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月27日改正)

- 1 本学則の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第10条中収容定員は、同表の規定にかかわらず令和3年度は次のとおりとする。

学 科	専 攻	収容定員
ビジネス・コミュニケーション科		140人
人 間 健 康 科	食物栄養専攻	75人
	介護福祉専攻	75人
幼児教育保育科		150人
音 楽 科		40人
計		480人

3 第40条別表第Ⅵの検定料の改正規定は、令和3年度入学志願者から適用する。

附 則 (令和2年5月27日改正)

本学則の改正は、令和2年5月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年9月25日改正)

- 1 本学則の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年10月30日改正)

- 1 本学則の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年11月27日改正)

- 1 本学則の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月26日改正)

本学則の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月27日改正)

本学則の改正は、令和3年5月27日から施行する。

附 則 (令和3年9月24日改正)

- 1 本学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年10月29日改正)

- 1 本学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年2月25日改正)

本学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月27日改正)

- 1 本学則の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年11月28日改正)

- 1 本学則の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月24日改正)

- 1 本学則の改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第10条中収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和6年度は次のとおりとする。

学 科	専 攻	収容定員
ビジネス・コミュニケーション科		155人
人 間 健 康 科	食物栄養専攻	60人
	介護福祉専攻	60人
幼児教育保育科		130人
音 楽 科		35人
計		440人

附 則 (令和5年11月27日改正)

- 1 本学則の改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月26日改正)

- 1 本学則の改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第40条別表第IXの授業料及び施設費の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月27日改正)

- 1 本学則の改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月26日改正)

本学則の改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第39条の4については、令和7年度入学生から適用する。

別表第 I 全学共通科目

授 業 科 目		必 修 科 目 単 位 数	選 択 科 目 単 位 数	備 考
基礎初年次 教育科目	初年次ゼミ	2		
	数学基礎		2	
	物理学基礎		2	
	化学基礎		2	
	生物学基礎		2	
	国語基礎		2	
	英語基礎		2	
データサイエンス AI・エ	情報基礎		2	
	情報リテラシー		2	
	AI・データサイエンス入門	2		
	AI・データサイエンス数理基礎		2	
	AI・データサイエンス実践基礎		2	
キャリアを 学ぶ科目	キャリア開発		2	
	就業実践実習		1	
	キャリア形成入門	2		
	キャリア形成実践		2	
	ダイバーシティ・キャリアデザイン		2	
	徳島の魅力、徳島で働く		2	
自分を 知り 自分を 磨く 科目	心理学入門		2	
	芸術入門（文芸）		1	
	芸術入門（書道）		1	
	芸術入門（音楽）		1	
	芸術入門（美術）		1	
	芸術入門（ダンス・身体表現）		1	
	ウェルネスと栄養		2	
	健康スポーツ		2	
	スポーツ科学		2	
地域・ 社会を 知り 働き かける 科目	地域未来探究	2		
	徳島を知る		2	
	災害と防災		2	
	防災演習		2	
	SDG s 探究		2	
	生命と倫理		2	
	日本国憲法		2	
	世界の中の日本経済		2	
世界を 知り 国際的 視野を 広げる 科目	実用英語		2	
	中国語 I		2	
	中国語 II		2	
	韓国語 I		2	
	韓国語 II		2	
	フランス文化と言語		2	
	ドイツ文化と言語		2	
	多文化共生入門		2	
	グローバル地域文化（日本）		2	
	グローバル地域文化（アジア）		2	
	グローバル地域文化（ヨーロッパ・アメリカ）		2	
言語と文化		2		
計	8	80		

別表第Ⅱ 専門科目

(1) ビジネス・コミュニケーション科専門科目

授 業 科 目		必 修 科 目 単 位 数	選 択 科 目 単 位 数	備 考
ビジネス 基礎 科目	時事問題		2	
	ビジネス実務総論		2	
	ビジネス実務演習		2	
	オフィススタディ		2	
	マーケティング基礎		2	
	文章表現法	2		
	地域ビジネス演習Ⅰ	2		
	地域ビジネス演習Ⅱ	2		
	地域ビジネス演習Ⅲ		2	
	地域観光論		2	
情報 処理	情報処理基礎		2	
	ビジネス文書演習Ⅰ	2		
	ビジネス文書演習Ⅱ		2	
	ビジネス文書演習Ⅲ		2	
	表計算演習Ⅰ	2		
	表計算演習Ⅱ	2		
	情報処理演習		2	
プレゼンテーション演習		2		
医療 事務	医療秘書実務（メディカルクラーク）		2	
	医療秘書実務（ドクターズクラーク）		2	
	医療保険制度		2	
	医療事務演習Ⅰ		2	
	医療事務演習Ⅱ		2	
	医療事務コンピュータ演習		2	
	調剤薬局事務演習		2	
	電子カルテ演習		2	
公務員 養成	判断推理Ⅰ		2	
	判断推理Ⅱ		2	
	数的推理Ⅰ		2	
	数的推理Ⅱ		2	
	人文科学Ⅰ		2	
	人文科学Ⅱ		2	
	社会科学		2	
	自然科学		2	
	資料解釈		2	
	国語（小論文演習）		2	
	社会・時事		2	
資格・ 検定	簿記原論		2	
	簿記基礎		2	
	財務会計		2	
	原価計算		2	
	ライフプランニング		2	
	タックスプランニング		2	
	知的財産管理技能演習		2	
	MOS演習Ⅰ（Word）		2	
	MOS演習Ⅱ（Excel）		2	

授 業 科 目		必 修 科 目 単 位 数	選 択 科 目 単 位 数	備 考
キャリア教育	キャリアデザイン	2		
	ビジネスマナー	2		
	ホスピタリティ論	2		
	ビジネスコミュニケーション基礎	2		
	コミュニケーション演習	2		
	実践ジョブトレーニングⅠ		2	
	実践ジョブトレーニングⅡ		2	
ビジネス日本語プログラム	Excel VBA		2	※
	食品微生物学		2	※
	フードビジネス論		2	※
	食物栄養総合研究		2	※
	食品分析化学		2	※
	教育原論		2	※
	教育心理学		2	※
	子どもの理解と援助		2	※
	カウンセリング論		2	※
	保育内容（表現）Ⅰ		2	※
	保育内容（表現）Ⅱ		2	※
	保育内容（環境）		2	※
	社会福祉		2	※
	ボイストレーニング&コーラスⅠ （日本の伝統的な歌唱を含む）		2	※
	ボイストレーニング&コーラスⅡ （日本の伝統的な歌唱を含む）		2	※
	ボイストレーニング&コーラスⅢ （日本の伝統的な歌唱を含む）		2	※
	ボイストレーニング&コーラスⅣ （日本の伝統的な歌唱を含む）		2	※
	実技Ⅰ		3	※
	実技Ⅱ		3	※
	実技Ⅲ		3	※
実技Ⅳ		3	※	
ソルフェージュⅠ		2	※	
ソルフェージュⅡ		2	※	
ビジネス日本語教育	ビジネス日本語Ⅰ		2	※
	ビジネス日本語Ⅱ		2	※
	ビジネス日本語Ⅲ		2	※
	ビジネス日本語Ⅳ		2	※
	ビジネス日本語読解		2	※
	ビジネス日本語聴解		2	※
	日本語文書処理		2	※
	日本語ビジネス文書入門		2	※
研究業	ゼミⅠ	2		
	ゼミⅡ	2		
計		26	150	

※外国人留学生科目

(2) 人間健康科食物栄養専攻専門科目

授 業 科 目		必 修 科 目 単 位 数	選 択 科 目 単 位 数	備 考
社 会 と 健 康 生 活	社会福祉概論		*2	
	公衆衛生学	2		
人 体 の 構 造 と 機 能	解剖生理学Ⅰ	2		
	解剖生理学Ⅱ		*○2	
	解剖生理学実験		*○1	
	生化学	2		
	生化学実験		*○1	
	基礎生物化学		*○2	
	基礎化学実験		○1	
食 品 と 衛 生	食品学	2		
	食品化学実験		*○1	
	食品加工学	2		
	食品加工学実習		○1	
	食品衛生学	2		
	食品衛生学実験		*○1	
	食品微生物学		○2	
	食品分析化学		○2	
食品衛生管理演習		○2		
栄 養 と 健 康	栄養学総論Ⅰ	2		
	栄養学総論Ⅱ		*○2	
	栄養学各論	2		
	栄養学各論実習		*1	
	臨床栄養学総論	2		
	臨床栄養学実習		*1	
栄 養 の 指 導	栄養指導論	2		
	公衆栄養学		*○2	
	栄養カウンセリング論		*2	
	栄養指導実習Ⅰ		*1	
	栄養指導実習Ⅱ		*1	
給 食 の 運 営	調理学	2		
	調理学実習Ⅰ		*1	
	調理学実習Ⅱ		*1	
	調理学実習Ⅲ		*1	
	給食経営管理論	2		
	給食管理実習Ⅰ		*1	
	給食管理実習Ⅱ		*1	
	給食管理実習Ⅲ(学外)		*1	
総 合 研 究	情報処理演習		2	
	食物栄養総合研究		2	
	フードコーディネーター論		○2	
	食品開発演習		1	
	地域健康栄養演習		1	
	食品ビジネスフィールド演習		1	
	健康栄養フィールド演習		1	
	卒業研究	2		
計		26	44	

- 備考1 栄養士の免許状を取得しようとする者にあつては、栄養士法施行規則等により指定された専門分野の科目(必修科目、及び選択科目中*印の科目)を修得する。
- 2 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得しようとする者にあつては、指定された専門分野の科目(必修科目、及び選択科目中○印の科目)を修得する。

(3) 人間健康科介護福祉専攻専門科目

授 業 科 目		必 修 科 目 単 位 数	選 択 科 目 単 位 数	備 考
人間と社会	人間理解	2		
	人間関係の基本	2		
	チームマネジメント	2		
	生活と福祉Ⅰ	2		
	生活と福祉Ⅱ		*2	
	こどもとくらし		*2	
介護	介護の基本（理念）		*2	
	介護の基本（制度）		*2	
	介護とくらし	2		
	介護サービス		*2	
	介護の連携とリスクマネジメント		*2	
	生活とリハビリテーション		*2	
	コミュニケーション技術（基礎）	2		
	コミュニケーション技術（総合）		*2	
	身じたくの支援技術		*2	
	移動の支援技術	2		
	食事の支援技術		*2	
	清潔の支援技術		*2	
	排泄の支援技術		*2	
	人生の最終段階における支援技術		*2	
	支援技術統合	2		
	調理演習		*2	
	家事支援演習	2		
	生活管理演習		*2	
	介護過程（基礎）		*2	
	介護過程（高齢者）		*2	
	介護過程（障害者）		*2	
	介護過程（居宅）		*2	
	介護過程（統合）		*2	
	介護総合演習（基礎）		*2	
	介護総合演習（参加）		*2	
	介護総合演習（総合）		*2	
	介護総合演習（発展）		*2	
介護福祉実習（基礎）		*2		
介護福祉実習（参加）		*4		
介護福祉実習（総合）		*4		
介護福祉総論		2		
こころとからだのしくみ	人間の発達と老化（基礎）	2		
	人間の発達と老化（高齢者と疾病）		*2	
	認知症の理解（基礎）	2		
	認知症利用者の介護		*2	
	障害の理解（基礎）	2		
	多様な障害の理解		*2	
	心と身体のしくみ（基礎）	2		
	心と身体のしくみ（移動・食事）		*2	
	心と身体のしくみ（身じたく・清潔・排泄）		*2	
	心と身体のしくみ（睡眠・死）		*2	
医療的ケア	医療的ケア基礎		*2	
	医療的ケア各論		*3	
	医療的ケア演習		*2	
計		26	79	

備考 介護福祉士の資格を取得しようとする者にあつては、社会福祉士及び介護福祉士法及び同法施行規則等により指定された専門分野の科目（必修科目、及び選択科目中*印の科目）を修得する。

(4) 幼児教育保育科専門科目

授 業 科 目		必 修 科 目 単 位 数	選 択 科 目 単 位 数	備 考
目的 の 理 解 ・ 保 育 の 本 質	保育原理		*2	
	教育原論	2		
	子ども家庭福祉	2		
	社会福祉		*2	
	子ども家庭支援論		*2	
	社会的養護 I		*2	
	保育者論		*2	
保 育 の 対 象 の 理 解	保育の心理学	2		
	子ども家庭支援の心理学		*2	
	子どもの理解と援助		*2	
	教育心理学		2	
	子どもの保健	2		
	子どもの食と栄養		*2	
	カウンセリング論		*2	
	特別支援教育基礎論		2	
保 育 の 内 容 ・ 方 法 の 理 解	教育・保育課程論		*2	
	保育内容総論		*2	
	幼児と人間関係	1		
	幼児と環境	1		
	幼児と言葉	1		
	造形表現	2		
	保育内容 (健康)	1		
	保育内容 (人間関係)	1		
	保育内容 (環境)		*1	
	保育内容 (言葉)		*1	
	保育内容 (表現) I		*2	
	保育内容 (表現) II		2	
	保育内容の理解と方法		*2	
	乳児保育 I	2		
	乳児保育 II	2		
	子どもの健康と安全		*2	
	障がい児保育		*2	
	社会的養護 II		*2	
	子育て支援		*2	
	幼児理解の理論及び方法		2	
教育の方法及び技術		2		
保 育 の 表 現 技 術	音楽 I		*2	
	音楽 II		2	
	音楽表現		2	
	身体表現 I	1		
	身体表現 II		2	
	保育情報基礎		2	
保 育 ・ 教 育 実 習	保育実習 I (保育所)		*2	
	保育実習 I (施設)		*2	
	保育実習 II		2	
	保育実習 III		2	
	保育実習指導 I (保育所)		*2	
	保育実習指導 I (施設)		*2	
	保育実習指導 II		2	
	保育実習指導 III		2	
	教育実習 I		2	
	教育実習 II		2	
	教育実習指導 I		2	
	教育実習指導 II		2	
	教育相談		2	

総合演習	保育実践演習		*2	
	教職実践演習（幼）		2	
	基礎ゼミⅠ		2	
	基礎ゼミⅡ		2	
	保育総合演習		2	
計		20	92	

備考 児童福祉法施行規則による保育士の資格を得ようとする者は、必修科目の他に*印の単位を修得し、なおかつ同規則で定める選択科目を9単位以上（うち保育実習2単位及び保育実習指導2単位）を修得しなければならない。

(5) 音楽科専門科目

授 業 科 目		必 修 科 目 単 位 数	選 択 科 目 単 位 数	備 考
音 楽 理 論 、 作 詞 ・ 作 曲	音楽理論Ⅰ	2		
	音楽理論Ⅱ		2	
	ポピュラー音楽理論		2	
	和声学		2	
	作詞・作曲ゼミ（編曲法を含む）		2	
	ポピュラー音楽の歴史と民族音楽		2	
	西洋と日本の音楽史		2	
	音楽指導法Ⅰ	2		
	音楽指導法Ⅱ		2	
	音 響 ・ 照 明 、 音 楽 制 作	音響・照明基礎		2
舞台音響演習Ⅰ			2	
舞台音響演習Ⅱ			2	
舞台音響実習			2	
舞台照明演習Ⅰ			2	
舞台照明演習Ⅱ			2	
舞台照明実習			2	
DAW音楽制作基礎			2	
DAW音楽制作演習Ⅰ			2	
DAW音楽制作演習Ⅱ			2	
音楽制作ゼミ			2	
サウンド・レコーディング演習			2	
特別演習Ⅰ			1	
特別演習Ⅱ		1		
読 譜 、 聴 き 取 り 、 即 興	ソルフェージュⅠ	2		
	ソルフェージュⅡ	2		
	ソルフェージュⅢ		2	
	ソルフェージュⅣ		2	
	指揮法		2	
	初見・アドリブ奏法		2	
演 奏 表 現	ボイストレーニング&コーラスⅠ（日本の伝統的な歌唱を含む）		2	
	ボイストレーニング&コーラスⅡ（日本の伝統的な歌唱を含む）		2	
	ボイストレーニング&コーラスⅢ（日本の伝統的な歌唱を含む）		2	
	ボイストレーニング&コーラスⅣ（日本の伝統的な歌唱を含む）		2	
	アンサンブルⅠ（伴奏並びに和楽器を含む）		2	
	アンサンブルⅡ（伴奏並びに和楽器を含む）		2	
	アンサンブルⅢ（伴奏並びに和楽器を含む）		2	
	アンサンブルⅣ（伴奏並びに和楽器を含む）		2	
実 技	実技Ⅰ	3		
	実技Ⅱ	3		
	実技Ⅲ		3	
	実技Ⅳ		3	
	実技Ⅴ		2	
	実技Ⅵ		2	
	実技Ⅶ		2	
	実技Ⅷ		2	
	音楽基礎演習Ⅰ		1	
	音楽基礎演習Ⅱ		1	
	音楽基礎演習Ⅲ		1	
	音楽基礎演習Ⅳ		1	
	卒業演奏（卒業制作）Ⅰ	1		
	卒業演奏（卒業制作）Ⅱ	1		

音樂療法	音樂療法概論		2	
	音樂療法各論Ⅰ（技法）		2	
	音樂療法各論Ⅱ（臨床）		2	
	音樂療法綜合演習		2	
	音樂療法實習Ⅰ		2	
	音樂療法實習Ⅱ		2	
計		16	94	

別表第Ⅲ 免許資格科目

(1) 音楽科音楽療法士科目

授 業 科 目	必 修 科 目 単 位 数	選 択 科 目 単 位 数	備 考
教育原論		2	
社会福祉概論		2	
障害の理解（基礎）		2	
計		6	

(2) 幼児教育保育科児童厚生2級指導員科目

授 業 科 目	必 修 科 目 単 位 数	選 択 科 目 単 位 数	備 考
放課後児童クラブの機能運営		2	
放課後児童クラブの活動指導法		2	
児童館実習		2	
計		6	

備考 児童厚生員2級指導員資格を取得しようとする者は、幼稚園教諭免許状若しくは保育士資格を有する者又は卒業時取得見込みであること。

(3) 幼児教育保育科初級キッズヨガ・インストラクター科目

授 業 科 目	必 修 科 目 単 位 数	選 択 科 目 単 位 数	備 考
キッズヨガ概論		2	
キッズヨガ指導法		2	
キッズヨガ実技		2	
計		6	

(4) 幼児教育保育科初級キッズダンス・インストラクター科目

授 業 科 目	必 修 科 目 単 位 数	選 択 科 目 単 位 数	備 考
キッズダンス概論		2	
キッズダンス指導法		2	
キッズダンス実技		2	
計		6	

別表第Ⅳ 地域教育関連科目

授 業 科 目	必 修 科 目 単 位 数	選 択 科 目 単 位 数	備 考
地域貢献・ボランティア活動Ⅰ		1	
地域貢献・ボランティア活動Ⅱ		1	
地域企業等研究活動		1	
計		3	

別表第Ⅴ 外国人留学生科目

授 業 科 目	必 修 科 目 単 位 数	選 択 科 目 単 位 数	備 考
留学生基礎ゼミⅠ		2	
留学生基礎ゼミⅡ		2	
留学生基礎ゼミⅢ		2	
日本語Ⅰ（会話）		2	
日本語Ⅱ（レクチャー）		2	
日本語Ⅲ（ディスカッション）		2	
日本語Ⅳ（異文化理解）		2	
日本語表現演習		2	
福祉ボランティア演習		2	
キャリア日本語ⅠA		2	
キャリア日本語ⅠB		2	
キャリア日本語ⅡA		2	
キャリア日本語ⅡB		2	
アカデミック日本語ⅠA		2	
アカデミック日本語ⅠB		2	
アカデミック日本語ⅡA		2	
アカデミック日本語ⅡB		2	
計		34	

別表第Ⅵ 幼児教育保育科国際保育者養成プログラム科目

授 業 科 目	必 修 科 目 単 位 数	選 択 科 目 単 位 数	備 考
Basic English		2	
保育英語Ⅰ		2	
保育英語Ⅱ		2	
保育英語Ⅲ		2	
保育英語Ⅳ		2	
保育英語Ⅴ		2	
Intermediate EnglishⅠ		2	
Intermediate EnglishⅡ		2	
Advanced English		2	
多文化地域研究		2	
海外保育研修指導		2	
海外保育研修		2	
インターナショナル保育園研修Ⅰ		2	
インターナショナル保育園研修Ⅱ		2	
長期履修生ゼミⅠ		2	
長期履修生ゼミⅡ		2	
計		32	

別表第Ⅶ 幼児教育保育科特別支援学校教諭免許取得プログラム科目

授 業 科 目	必 修 科 目 単 位 数	選 択 科 目 単 位 数	備 考
通信教育課程指導Ⅰ		2	
通信教育課程指導Ⅱ		2	
通信教育課程指導Ⅲ		2	
通信教育課程指導Ⅳ		2	
スクーリング指導Ⅰ		2	
スクーリング指導Ⅱ		2	
スクーリング指導Ⅲ		2	
通信教育再履修対策Ⅰ		2	
通信教育再履修対策Ⅱ		2	
長期履修生ゼミⅠ		2	
長期履修生ゼミⅡ		2	
計		22	

別表第Ⅷ 社会人キャリアアップ教育プログラム科目

区 分	授 業 科 目	必 修 科 目 単 位 数	選 択 科 目 単 位 数	備 考
ライフスキルプログラム	スピーチトレーニングⅠ	2		ビジネス・コミュニケーション科
	スピーチトレーニングⅡ	2		
	実践インターンシップ	2		
食品ビジネス人材育成プログラム	食品ビジネス実践Ⅰ	2		人間健康科食物栄養専攻
	食品ビジネス実践Ⅱ	2		
	実践インターンシップ	2		
計		12		